

# 斜里町ふるさと納税返礼品選定基準【ver.2.0】

## 1. 趣旨及び目的

斜里町は、ふるさと納税制度を通じて、個性ある地域づくりへの参加を広く呼びかけ、知床・斜里町の魅力を発信しイメージ向上に資するため、返礼品の選定及びその製造事業者に関する基準を下記のとおり定める。

### <解説>

斜里町のふるさと納税は、条例に基づいて個性ある地域づくりをめざすために行うものです。返礼品を提供する事業者の皆さんに対しても、「個性ある地域づくり」への参加・賛同を求めるものもあります。

また、返礼品は、知床・斜里町の魅力を発信するものであること、知床・斜里町のイメージ向上の資するものであることとしています。魅力の発信やイメージ向上に繋がらないと判断された特産品等は、返礼品として選定されませんので、ご注意ください。

## 2. 返礼品の種類と「特産品等」の定義

(1) ふるさと納税に対する斜里町の返礼品は、次の4種類とする。

- ① 知床しゃりブランド制度による「認証品」
- ② 斜里町の「特産品等」
- ③ 斜里町への来訪を喚起する宿泊券・アクティビティ利用券等「サービス券」
- ④ 斜里町が独自に選定し、事業者に「依頼した商品」

### <解説>

返礼品は、現在のところ、記載の4種類に分類・区分したうえで、選定していきます。

①の「認証品」の場合、原則として、この選定基準の影響を受けず、返礼品として登録可能となります。認証品は、この選定基準よりも厳しい審査(衛生基準、食味審査等)を経て、ブランド品として認証されているためです。

③の「サービス券」は、事業者基準を満たし、斜里町への来訪を喚起するため的一般的なサービス券であれば、選定されるものと予定します。

また、斜里町にある資産(家、土地、墓等)に対するサービスは、ふるさと斜里町へ來ることができずに対応するためのものであり、それらの対価としてふるさと納税を行うことは斜里町に対し有効な手段の一つであることから、選定されるものと予定します。

④の「依頼した商品」とは、①～③如何に関わらず、斜里町役場が独自に選定し、事業者に直接要請した商品です。例えば、「トコさん」関連商品や、知床財団グッズなど

がこれに該当します。

②の「特産品等」は一般的な特産品であり、この選定基準は、主にこの特産品等を選定するために設けられたものとなります。

## (2) 「特産品等」の定義

この基準で言う「特産品等」とは、斜里町の農業や漁業、その他地域産業、風土のイメージと結びつく一次産品や加工品であって、斜里町民が広く購入しているものや、旅行者向けの「特産品」としてすでに広く認知されているもの、もしくは、今後認知される可能性が高いものを指す。

### <解説>

1 の趣旨及び目的に記載のように、「知床・斜里町の魅力を発信しイメージ向上に資する」ための返礼品であり特産品ですので、ここで記載のように、特産品として、斜里町の産業や風土と結びついたり、町民に購入されたり、既に認知されたりしていることが必要です。

「今後認知される可能性が高い」とは、販売はしているがまだ知られていない斜里町らしい特産品や、まもなく販売されるが斜里町らしさが明らかに伝わると期待、判断される特産品のことを指します。

## 3. 事業者に関する基準

「特産品等」または「サービス券」を提供する事業者（法人または個人事業主）は、下記の要件をすべて満たしていること。

(1) 原則として、本社・本店又は主要事業所が斜里町内にあり、その設置後3年以上が経過していること

2. 斜里町内で製造できる機能や設備がないことから町外に原料を提供し製造している場合は、原料提供事業者が(1)の条件に適合していること

(2) 斜里町のふるさと納税事業の趣旨及び本基準に同意かつ協力すること。

(3) 生産、製造、販売に関する法令等を遵守していること。

(4) 個人情報に関係した法令を遵守し、実際の取り扱いにも十分に留意すること。

(5) 町税等の滞納がないこと。

(6) 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。

<解説>

(1) の要件は、1 の趣旨及び目的の観点から、町外事業者が地域づくりに参加せず、知床の知名度のみを利用することを許容しないことを意味します。当面は、ここに記載の条件を満たす事業者の特産品などを返礼品として取り扱うこととします。

(1) の「原則として」とは、本社・本店又は主要事業所が町内にある事業者と同等の事業実態がある場合や、設置後 3 年に満たないが商工会や観光協会などの公共的団体と連携し経営指導を受けながら起業・創業・商品開発している場合、要件を満たす町内の事業者が構成員となっている法人格を持たない団体が事業主体となる場合には、認める場合があることを意味します。

(2) から (6) までの要件は、同意書へのサインなどによって、確認します。

(3) や (4) の法令への違反が指摘・確認された場合や、(5) の町税の滞納が確認された場合などには、改善されるまで返礼品としての登録から一時的に除外する場合がありますので、ご注意ください。

#### 4. 「特産品等」及び「サービス券」に関する総則的基準

(1) 知床・斜里町の魅力を発信し、地域のイメージ向上に資すると認められる「特産品等」または「サービス券」であること。

<解説>

1 の趣旨及び目的に記載事項を、基準として再確認している項目です。

(2) 品質や数量において、安定的な供給が見込ること。但し、あらかじめ期間や数量を限定し、明示したうえで供給することを申し出たものは、この限りではない。

<解説>

寄付者が返礼品（特産品等）を選び決済された後に、その特産品等の欠品が確認され予定通り発送できないことがあると、斜里町の信用失墜、イメージの低下にも繋がる可能性があります。

供給可能な範囲で登録し、適切な在庫管理をお願いするものです。季節性のある商品の登録を妨げるものではありません。

(3) 総務省の定める地場産品基準や Q&A を含む運用基準を遵守した商品であること。

総務省の定める基準に則り、返礼品等の重量や付加価値のうち一定程度以上を上回る割合が斜里町で行われていることを明記する必要があるため、商品紹介ページには斜里町内で行われた加工工程について詳細に記載すること。

<解説>

この基準とは別に、総務省の基準の再確認をお願いします。ただし、総務省の基準を満たしていても、斜里町独自の基準によって登録できない（差し戻す）場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (4) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、旅行業法、旅客運送法など、関係法令を遵守した商品であること。

<解説>

商品やサービスに関連する法令を遵守していただく必要があります。法令への違反が指摘・確認された場合には、改善されるまで返礼品としての登録から一時的に除外する場合がありますので、ご注意ください。

## 5. 「特産品等」の原材料に関する基準

- (1) 農畜産物そのものを特産品等とする場合、原則として、斜里町の農畜産品として斜里町民に広く認知されている作物であって、そのほとんどが斜里町内で産出したものと証明できるもの。

<解説>

1の趣旨及び目的から、当面は、斜里町の農畜産品として町民に知られている作物、数戸以上の農家が作付けしている作物での登録をお願いします。

「そのほとんどが斜里町内で産出」とは、収穫、選別、加工などの過程でどうしても近郊市町村で産出されたものと区分できなくなってしまう実情に配慮した規定です。

「そのほとんど」とは、概ね9割以上を指します。

- (2) 農畜産加工品を特産品等とする場合、原則として、その特産品等の「主たる原材料」となる作物が斜里町の農畜産品として斜里町民に広く認知されている作物であって、その作物のほとんどが斜里町内で産出したものと証明できるもの。もしくは、主たる原材料は斜里町産出の農畜産品ではないものの、第二位以下の原材料となる斜里町産の農畜産品によって、商品の味や魅力が特徴づけられるもの。

<解説>

「主たる原材料」とは、食品表示の第1位に表示される作物を指します。

しかし、5-(1)と同様の基準の作物を用いた農畜産加工品として、斜里町のアピ

ールにつながっていると考えられる商品でも、原材料表示で、第1位にならない場合があります。第2位以下の場合であっても、斜里町産によってその商品が明らかに特徴づけられ、アピールされている場合には、選定される可能性があることを意味します。なお、製造の工程や配合のバランス調整等のため北海道内産の原料が混在・調合する場合は、その加工工程について紹介ページ内で詳しく記載することができる商品のみとします。

- 例
- ・斜里町産の小麦粉と道内産の小麦粉を同程度配合し製造した麺類
  - ・斜里町産の農作物を特徴とするレトルト食品 等

- (3) 鮭・マスそのもの若しくは鮭・マス加工品を特產品等とする場合、原則として、そのほとんどが斜里町や知床の沿岸で漁獲されたと証明できるもの。
- (4) 鮭・マスを除く水産物そのもの若しくは水産加工品を特產品とする場合、原材料は北海道内で広く漁獲、養殖されているものであること。

<解説>

農畜産物と同様の考え方ですが、魚介類は移動しますので、どの範囲の水産物までが許容されるべきかが論点となります。

まず、「鮭、日本一のまち」として鮭・マスそのもの及びその加工品は、斜里町や知床の沿岸で水揚げされていない原材料は特產品等として認められません。

次に、水揚げされた場所（原材料の産地として表示される場所）が外国であるものが含まれている場合、特產品等として認められません。斜里町の魅力を発信しようするのに、主要原料が外国産であることは、印象面も考慮し、当面、認められません。

海産物の食品表示では、「斜里（町）産」ではなく、「知床産」「オホーツク産」「北海道産（道内産）」などと表示されますが、魚の品質において、斜里町産と遜色ないものであって、加工品においては斜里町内で加工工程のうち主要な部分を行うことで相応の付加価値が生じており、なおかつその加工工程や事業者のこだわりについて紹介ページ内で詳しく記載することができる商品のみとします。

- (5) 食品のうち、コーヒーやお米等、日本国内や斜里町で生産されていない原材料を用いる場合、加工（焙煎・精米等）や製品化を斜里町内で行ったものであること。

<解説>

斜里町内で生産されていない原材料を仕入れ、斜里町内で加工工程のうち主要な部分を行うことで相応の付加価値が生じており、なおかつその加工工程や事業者のこだわりについて紹介ページ内で詳しく記載することができる商品のみとします。

- (6) 食品以外のその他の複合的な加工品のうち、その特產品等が斜里町で産出・生産されたものによって明確に特徴づけられているもの、もしくは、原材料の多くは斜里町

で産出・生産されたものではないが、高度な製造加工によって斜里町内で製作・製造されたもの。

<解説>

「その他の複合的な加工品」とは、木工製品や陶芸品、鹿工芸品など、食品以外の斜里町らしい特産品が想定されています。

高度な製造加工が加われば、どのような食品加工品でもよいという意味ではありませんので、ご注意ください。

## 6. その他

- (1) 特産品等やサービス券の場合、3の事業者に関する基準を満たしている事業者からの申請を踏まえ、斜里町商工会や知床斜里町観光協会との合議を経て、登録の可否を判断します。
- (2) この基準は、その時々の情勢や経済団体、事業者の皆様からの意見を踏まえ、順応的に管理をし、変更する場合があります。

<この基準の制定・改定履歴>

|         |                     |
|---------|---------------------|
| ver.1.0 | 令和3年（2021年）10月20日制定 |
| ver.1.1 | 令和4年（2022年）2月28日改定  |
| ver.1.2 | 令和4年（2022年）4月18日改定  |
| ver.2.0 | 令和6年（2024年）6月1日改定   |